

連絡先 地域協働課共生協働係
担当 菅沼、鳥居
電話 95-9872

令和8年4月7日

碧南市連絡委員各位

市民生活部地域協働課

課長 齋藤 静 絵

令和8年度碧南市区民館等運営事業補助金について

本市では、地域の自治活動の振興を図るため、碧南市区民館等運営事業助金制度を設けておりますので、下記のとおり申請書の提出をお願いします。

記

1 補助金の目的

地域住民の自治活動の振興を図ることを目的に区民館等の運営に要する経費を助成する。

2 補助金の額

(1) 電気料（区民館等に要するもののみ）	全額	(1)～(6)までの合計額が75万円を超えた場合は <u>75万円と75万円を超えた額の2分の1</u> の合計が限度額となる
(2) 水道料及び下水道使用料		
(3) ガス代及び灯油代		
(4) 電話料の基本料金 ※基本料金…回線使用料、屋内配線使用料、ピンク電話機使用料、ベル使用料、硬貨収納等信号送出機能使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料等定額のもの		
(5) し尿くみ取料		
(6) 浄化槽清掃料及び点検料		
(7) 借地料	全額	区民館等の床面積の3倍までの面積に係る借地料と、補助を受けようとす

		る年度の固定資産税課税標準額の4%に相当する額のうち低い方が限度額となる。
(8)	事務員賃金 区等と雇用契約を結んでいる者への給与であること。よって、税法上の事務手続き（源泉徴収または確定申告など）が税務署等に適正になされている必要がある（地区より税務署等に給与支払報告書、あるいは本人に確定申告のための賃金明細の交付など）。	2分の1 （退職金は除く） 事務員を置いていない場合、置いているが賃金が年24万円に満たない場合は <u>12万円</u> を補助対象額とする
補助金額	(1)～(8)の合計	1,000円未満端数切捨て

※補助金交付の算定基礎は前年度（令和7年度）実績に基づいて行う。

※令和7年度から固定資産税の関係で区民館の借地料を変更した地区については、その額を算定基礎とする。

3 補助金の交付先

区又は町内会

4 提出書類

(1) 区民館等運営事業補助金交付申請書

(2) 区民館等運営事業補助金交付請求書

※申請書類は、メールアドレス（キャリアメールを除く）をご報告いただいている代表者様には(1)(2)ともに4月末頃にメールにて送付します。ご報告いただけない代表様にはご自宅へ郵送します。メールアドレスを登録している代表者様で、郵送を希望される際は事務局までご連絡ください。

5 提出期限

令和8年5月11日（月）

6 提出先

碧南市役所地域協働課共生協働係

※データでの提出も可能です。（送付先：tiikika@city.hekinan.lg.jp）

7 その他

- (1) 補助額については、通常の使用として考えられる範囲の額での交付となります。何らかの理由でその範囲を超える場合は、原則、前年度の同月の申請額を基に算出します。
- (2) 借地料および事務員賃金が大きく変わった場合、金額等によっては必ずしも全額補助できない可能性があります。変更される際には、必ず事前に地域協働課へご相談ください。
- (3) 実績報告を提出していただく際に各料金の支払金額を確認するため領収書が必要になりますので保管をお願いします。電話料金については基本使用料等の内訳を確認するため毎月分の電話料金明細書も必要になりますのでご準備をお願いいたします。